

令和5年度 教育・保育給付認定 施設等利用給付認定 申請のてびき (幼児教育・保育の無償化)

B 幼稚園(新制度)等利用者向け



戸田ヶ原自然再生キャラクターとだみちゃん

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。新制度幼稚園の利用及び無償化の給付を受けるためには、戸田市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。また、預かり保育部分の無償化の給付を受けるためには、施設等利用給付認定も受ける必要があります。この案内では、新制度幼稚園の認定・利用に関する手続や必要な書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んで、申請してください。

戸 田 市



も く じ



幼児教育・保育の無償化	1 ページ
幼稚園等を利用できる方	1 ページ
幼稚園等の利用にあたって	1 ページ
手続きの流れ	1 ページ
認定申請について	2 ページ
申請に必要な書類	3 ページ
利用者負担額等について	5 ページ
預かり保育について	5 ページ
認定開始後の現況確認手続きについて	5 ページ
こんなときは必ず認定変更の手続きがあります	6 ページ
教育・保育給付認定申請書記入例	7 ページ
施設等利用給付認定申請書記入例	9 ページ

1 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から国における幼児教育・保育の無償化が開始されました。これにより、満3歳児以上の幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)(以下、幼稚園等という。)を利用する子どもたちの利用料が無償化となりました。この無償化の対象となるためには、「教育・保育給付認定」をお住まいの市町村から受ける必要があります。認定の申請が必要となります。

また、預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、就労などの理由による保育の必要性の認定「施設等利用給付認定」をお住まいの市町村から受ける必要があります。認定の申請が必要となります。

2 幼稚園等を利用できる方

満3歳児以上のお子さんが利用できます。

クラス	生年月日
満3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日 (令和5年度中に満3歳となり幼稚園を利用する場合)
3歳児(年少)	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
4歳児(年中)	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日
5歳児(年長)	平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日

満3歳児については、受入れをしている園としていない園がありますので、利用を希望する場合は、あらかじめ園に確認してください。

3 幼稚園等の利用にあたって

(1) 入園内定について

利用の際は、利用を希望する園に願書を提出して入園内定を得てください。戸田市へ提出する認定申請書類を幼稚園等から受け取ります。

(2) 預かり保育について

教育時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。預かり保育の利用料が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、就労などの理由により戸田市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

4 手続きの流れ

入園願書の提出	利用を希望する園から願書を受け取り、園に願書を提出します。
認定申請書類受領	園から認定申請に必要な申請書等の書類を受け取ります。 配布の時期は、園により異なります。
認定申請	入園内定した園へ、認定申請に必要な書類を入れて封をした申請用封筒を提出します。 提出した書類は、園を通して戸田市に提出されます。 書類に不明な点がある場合は、戸田市から電話等で内容を確認することがあります。 認定申請中に転居や転出等をした場合は、必ず戸田市役所保育幼稚園課に連絡してください。
認定通知書の交付	戸田市役所保育幼稚園課から「支給認定証」・「施設等利用給付認定通知書」が交付されます。
園の利用開始	

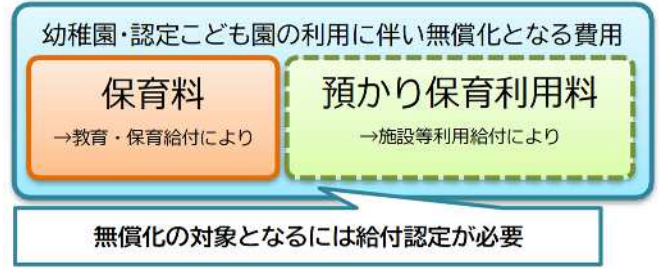
5 認定申請について

子ども・子育て支援法における「子どものための教育・保育給付」では、教育標準時間部分の保育料について全員が無償となります。また、「子育てのための施設等利用給付」では、預かり保育等を利用した場合に必要な利用料について、戸田市が施設等利用費を保護者に支給します。

市内に住民登録があり、幼稚園等に就園する園児が対象となります。戸田市が申請書を受け付けた日から原則として 30 日以内にその結果を通知します。

ただし、令和 5 年 4 月認定開始の場合、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、認定申請の結果は、令和 5 年 3 月末までに通知する予定です。

支給認定証・施設等利用給付認定通知書には、認定区分、認定期間等を記載しています。なお、認定変更の申請の場合は、施設等利用給付認定変更決定通知書が交付されます。



(1) 認定区分

認定の種類	認定区分	保育の必要性	年齢	その他の要件	無償化となるもの	記号
教育・保育給付認定	第 1 号認定	不要	満 3 歳以上	-	保育料	ア
教育・保育給付認定	第 2 号認定	要	満 3 歳以上	-	-	イ
教育・保育給付認定	第 3 号認定	要	満 3 歳未満	-	-	ウ
施設等利用給付認定	第 1 号認定	不要	満 3 歳以上	-	-	エ
施設等利用給付認定	第 2 号認定	要	3 歳児クラス以上	-	預かり保育利用料	オ
施設等利用給付認定	第 3 号認定	要	満 3 歳児クラス	市町村民税非課税世帯のみ	育利用料 (上限あり)	カ

(例) 3 歳児クラスで預かり保育を利用する場合

幼稚園等を利用するために

ア 教育・保育給付認定「第 1 号認定」

預かり保育利用料の無償化を受けるために

オ 施設等利用給付認定「第 2 号認定」

上記の区分アとオの 2 つの認定を受ける必要があります。

(2) 保育の必要性の認定

保護者が以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、戸田市が保育の必要性を認定します。

事由	保護者の状況	給付認定の有効期間
就 労	会社や自宅を問わず、月 6 4 時間以上働いているとき	就労期間中 1
出 産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前 6 週 (多胎児は 1 4 週) ・ 産後 8 週 2
病気・障害	病気・けが・障害のため保育が困難なとき	治療に要する期間
介護・看護	病人や障害者、要介護者を介護しているとき	介護に要する期間
災害の復旧	自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	復旧に要する期間
求職中	仕事を探しているとき (求職中) 3	2 か月間

通学	大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待・DV	虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
その他	育児休業中に幼稚園等の利用を継続するとき等 4	育児休業期間中

- 1 復職予定の育児休業中の方は、認定期間が2か月間となります。継続して認定を受けるためには、認定日から1か月以内に復職をし、1か月半以内に就労証明書を提出することが条件となります。
- 2 出産日から起算して6週間前の日の属する月の1日から、出産日の翌日から起算して8週間後の日の属する月の末日までの期間が該当します。
（例）出産日が9月1日の場合、「出産日から起算して6週間前の日」は7月22日、「出産日の翌日から起算して8週間後の日」は10月27日であるため、認定の有効期間は7月1日～10月31日となります。
- 3 認定日から1か月半以内に月64時間以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、預かり保育に係る「子育てのための施設等利用給付」を受けることができなくなります。
- 4 上の子（対象児童）が先に幼稚園等に入園し、その後に出産して下の子の育児休業に入った場合のみ

6 申請に必要な書類

書類は、児童1人につき1枚提出してください。以下の必要書類を封筒に入れて、封筒に児童氏名を記入したうえで、期日までに在籍する幼稚園等へ提出してください（投函は出来ません）。

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認してください。

（提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。）

(1) 全ての方が必要な書類

必要な書類	注意点
教育・保育給付認定申請書	両面記入してください。

(2) 税関係書類【施設等利用給付認定の3号認定を希望し、以下に該当の保護者及び同居者のみ】

状況	必要となる書類
令和4年1月1日現在、戸田市に住民登録がない方	令和4年度市町村民税非課税証明書
令和5年1月1日現在、戸田市に住民登録がない方	令和5年度市町村民税非課税証明書

証明書類については、自治体により名称が異なりますので注意してください。

収入額、所得額、控除額、税額等の記載がある証明書を各自治体に確認のうえ取得し、提出してください。

令和5年度市町村民税非課税証明書については、発行開始日（令和5年6月以降）より前に申請手続きをされる方は令和5年6月30日までに改めて保育幼稚園課にご提出ください。

ひとり親家庭の方であっても、パートナーと同居している場合には、その方を保護者とみなした上で決定します。婚姻の意思の有無は問いません。

提出が必要な方で書類の提出がない場合、3号認定の対象外となります。期限内に提出ができるようにあらかじめお問い合わせのうえ、早めのご準備をお願いいたします。

<以下は、預かり保育を利用する場合（施設等利用給付認定の2・3号認定希望）のみ提出する書類>

(3) 施設等利用給付認定の2・3号認定を希望する全ての方が必要な書類

必要な書類	注意点
施設等利用給付認定申請書（緑色の用紙）	両面記入してください。
施設等利用給付認定申請に関する誓約書	同意がない場合や添付がない場合は不認定となる場合があります。

(4) 保育を必要とすることを証明する書類【施設等利用給付認定の2・3号認定を希望する場合のみ】

保育が必要な状況	必要となる書類（父母それぞれに必要です）
就労している方 （採用内定を含む）	就労証明書（所定用紙） 1通ずつ 自営業等の場合、事業主が記入し、勤務実績の分かる書類（確定申告書、営業許可証、開業届、請負契約書など）の写しも添付してください。 証明日は提出日より3か月以内のみ有効です。
育児休業中の方 産前産後休暇中の方	就労証明書（所定用紙） 1通ずつ 育児休業中の場合、認定日から1か月以内に職場復帰する旨誓約することが条件です。 育児休業（産前産後休暇）取得中の方は、産前産後休暇期間及び育児休業期間の記載が必須です。 証明日は提出日より3か月以内のみ有効です。
病気や障害がある方	診断書（所定用紙）及び 障害者手帳等の写し（該当者のみ）
介護・看護をしている方	1. 介護・看護状況申告書（所定用紙） 2. 診断書（病院の書式）または 障害者手帳等の写し
出産前後の方	出産前の方：母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日記載部分） 出産後の方：母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済証明部分）
在学中の方	在学証明書 または 学生証の写し、及び 時間割

ひとり親家庭の方であっても、パートナーと同居している場合には、その方を保護者とみなし、保育の必要性を証明する書類が必要となります。婚姻の意思の有無は問いません。

退職した場合、10日以内に退職証明書を提出し、退職日から1か月以内に転職後の就労証明書の提出が必要となります。**期限までに提出がない場合、認定取消しとなる場合がございます。**

就労証明書など所定用紙は、戸田市ホームページからダウンロードできます。

きょうだい同時申請の場合、就労証明書など証明書類は原本1部で、それ以外は写しで構いません。

認定日は遡れませんので、ご注意ください。

(5) その他の書類【施設等利用給付認定の2・3号認定を希望する場合で、該当する場合のみ】

状況	必要となる書類
ひとり親世帯の方	戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚の記載のあるもの）、児童扶養手当証書などのいずれか一つの写し
外国籍の方	在留カード（表裏）の写し

7 利用者負担額等について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、施設型給付の幼稚園等を利用する1号認定（満3歳児から5歳児クラス）のお子さんの保育料は無料となります。なお、実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象とならず、保護者負担となります。

詳細については、各園にご確認ください。

(1) 副食費の免除について

食材料費のうち、副食費（おかず・おやつ等）については年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額77,100円以下）のお子さん¹と第3子以降のお子さんは実費負担が免除となります。

副食費免除の対象の算定は世帯の市町村民税所得割額などによって決定します。

【副食費免除の対象】

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割額77,100円以下の世帯、第3子以降のお子さん¹（小学校3年生までの兄弟を第1子としたとき）

算定期間と対応する市民税

月分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
算定根拠	令和4年度市民税額						令和5年度市民税額					

8 預かり保育について

幼稚園等の中には、教育時間の前後に在園児を預かる「預かり保育」を実施している園があります。

急な用事や、保護者の就労等の理由により利用することができます。各園により「預かり保育」の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各園にお問い合わせください。

(1) 幼児教育・保育の無償化の対象となる利用と支給限度額について

保育の必要性の認定を受けた3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんが、幼稚園等が実施する預かり保育を利用した場合（施設等利用給付認定の2号認定）には、施設等利用給付を受けることができます。給付額は、1日あたり450円、月額では11,300円が上限となります。ただし、預かり保育の利用料が上限額を下回る場合は、利用料が支給限度額となります。

なお、満3歳児のお子さんの場合は、保育の必要性の認定を受けていることに加え、市町村民税非課税世帯（施設等利用給付認定の3号認定）の場合に限り、施設等利用給付を受けることができます。給付額は、1日あたり450円、月額では16,300円が上限となります。

(2) 預かり保育利用料にかかる施設等利用給付の請求について

施設等利用給付を受けるためには、利用費請求書の提出が必要です。園が発行する預かり保育利用料の領収証・提供証明書等を添付して、請求書を園へ提出します。戸田市で請求書類を審査後、保護者の指定する口座へ支給します。

9 認定開始後の現況確認手続きについて

保育の必要性のある施設等利用給付認定の2号認定または3号認定の方は、毎年2月頃に保育を必要とする事由の確認のため、「現況届」と保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。

提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、施設等利用給付を受けられなくなり、令和5年度以降利用した分の給付が対象外となることがあります。戸田市から幼稚園等を経由して書類をお送りしますので、必ず提出してください。

10 こんなときは必ず認定変更の手続きがあります

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を提出し、認定変更などの申請・届出を行ってください。

主な変更の内容		提出書類		提出先	提出対象者
		認定変更申請書	その他必要な書類		
戸田市内で転居した			-	保護者 市	全員
世帯構成に変更があった	離婚		戸籍謄本等(2、3号認定のみ)	保護者 市	施設等利用給付2、3号認定を受けている場合
	結婚、同居家族の増減など		- 2、3号認定を受けている場合は、パートナーの保育の必要性を証明する書類		
退職した			退職証明書(退職日がわかる書類)	保護者 市	施設等利用給付2、3号認定を受けている場合
勤務状況が変わった (勤務時間、場所などが変わった)			就労証明書	保護者 市	施設等利用給付2、3号認定を受けている場合
その他家庭の状況に変更があった			変更内容が分かる資料(2、3号認定のみ)		全員
2号認定を申請したい (3号認定を申請したい)		-	施設等利用給付認定申請書 保育の必要性を証明する書類	保護者 市	施設等利用給付1号認定のみを受けている場合
戸田市内から戸田市外に転出する		-	園児退園・転出・休園報告書	保護者 幼稚園 市	全員
幼稚園を退園する		-	園児退園・転出・休園報告書	保護者 幼稚園 市	
幼稚園を転入园する		-	園児入园・転入・再通園報告書	保護者 幼稚園 市	

教育・保育給付認定申請書【記入例】

令和5年 月 日

（宛先）
戸田市長

保護者氏名 _____

この申請書に記入されている事項の中で、利用調整及び教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者へ提供することがあります。
施設型給付費、地域型保育給付費は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。
申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意の上、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等に係る認定を申請します。

申請に係る児童	(ふりがな) 氏名	生年月日 個人番号	性別	障害者手帳の有無
		令和1年 7月 7日生		
保護者	(ふりがな) 氏名	住所	連絡先	
		12ケタの個人番号（マイナンバー）を記載してください。	自宅 048-441-1800	携帯 030-XXXX-XXXX
	令和4年1月1日現在の		現在の住所	
	埼玉 都 府 <input checked="" type="radio"/> 戸田 市 区 村	埼玉 都 府 <input checked="" type="radio"/> 戸田 市 区 村		
認定者番号	既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。			
保育の希望の有無（ ）	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）		
	<input checked="" type="radio"/> 無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）		

- （ ） 「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいいます。
- 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

世帯の状況（同居者を含む。）

区分	(ふりがな) 氏名	申請児童との続柄	生年月日	性別	職業、学校名等	前年度分(当年度分)市町村民税課税の有無	備考
			個人番号			有・無	
児童の世帯員（申請児童を除く）		父	昭和56年11月20日生	○	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
		母	昭和61年11月20日生			<input checked="" type="radio"/> 有・無	
		兄	平成27年10月18日	12ケタの個人番号（マイナンバー）を記載してください。			
		祖父	昭和36年8月23日生	○	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
		祖母	昭和34年10月 7日生	○	無職	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
				年 月 日生			有・無
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="radio"/> 適用無し ・ 適用有り（ 年 月 日保護開始）					

利用を希望する期間

利用を希望する期間	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
-----------	-----------------------------

保育の利用を必要とする理由等

保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由						備考
	父	就労 就学	妊娠・出産 その他()	疾病・障害	介護等	災害復旧	求職活動	
	母	就労 就学	妊娠・出産 その他()	疾病・障害	介護等	災害復旧	求職活動	
家庭の状況	ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外							
希望する利用時間	利用曜日			利用時間				
	曜日から		曜日まで	時	分から	時	分まで	

税情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市区町村民税の情報（同居者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

同意者氏名 _____

同意者氏名 _____

保護者様のご署名をお願いします。

* 施設記載欄（幼稚園等を経由

受付年月日	年 月 日
施設（事業者）名	(事業所番号：)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（ 年 月 日契約（内定））） ・ 無
備考	

* 市記載欄

受付年月日	年 月 日	
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否（否とする理由）	年 月 日認定	1号 2号 3号 (標 短)
支給（入所）の可否		支給(利用)期間
可・否（否とする理由）		自 年 月 日
施設型	地域型	至 年 月 日
特例施設型	特例地域型	
入所施設（事業者）名		
認定こども園（連 幼稚園 保育所	幼（幼 保） 地域型（小 家 居 事）	保（保 幼） 地（幼 保）
備考		

（裏面）

施設等利用給付認定申請書

(宛先)
戸田市長

令和5年 月 日

記入例 (2号認定・3号認定)

【申請にあたって同意していたこと】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号八の政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意の上、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

住所	〒〇〇〇 〇〇〇〇 戸田市上戸田1丁目18番1号	
保護者	フリガナ 氏名	連絡先 個人番号
	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	080-XXXX-XXXX
申請子ども	フリガナ 氏名	生年月日 個人番号
	〇〇 〇〇	令和1年 7 月 7 日生

12ケタの個人番号(マイナンバー)を記載してください。

申請する認定区分等

認定希望日(施設利用開始日)	令和5年 4月 1日	
認定区分	1号認定	認定希望日時点において、申請子どもが満3歳以上であって2号認定又は3号認定に該当しない場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号認定	認定希望日時点において、申請子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している保育の必要性がある場合
	3号認定	認定希望日時点において、申請子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している保育の必要性がある場合

左記で3号認定に該当し、市町村民税非課税世帯に該当する場合は、下の にレ点を付けてください。
市町村民税非課税に該当

預かり保育等を利用し、保護者の就労等により保育の必要性がある場合は、2号認定(3歳クラス以上)または3号認定(2歳クラス以下)にチェック入れてください。
3号認定の場合は、市町村民税非課税にもチェックが必要です。

同居世帯員(申請子どもを除く)	1	父	個人番号	昭和56年 11月 20日	会社員
	2	母	個人番号	昭和61年 〇〇月 〇〇日	パート
	3	兄	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇小学校
	4	祖父	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
	5	母	個人番号	昭和34年 10月 7日	無職
	6	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

預かり保育等を利用する3号認定の場合、父母及び生計の中心者のみ個人番号を記入して下さい。

幼稚園に通園している方は、記入してください。

預かり保育等を利用する2号認定又は3号認定の場合は、裏面も記入します。

利用施設(1)	幼稚園	こども園・特別支援学校幼稚部
フリガナ	ヨウチエン	所在地
施設名	幼稚園	〇〇〇 TEL 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇

1号認定の申請の場合は以上です。2号認定又は3号認定を申請する場合は必ず裏面も記入してください。

2号認定又は3号認定を申請する場合は以下を記入してください。

利用施設(2) 幼稚園での預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入してください。

フリガナ 施設名	利用するサービス の種類	所在地
○ヨウチエン 幼稚園	幼稚園での預かり保育・認可外保育施設 一時預かり・子育て援助活動 病児保育	〒 - 戸田市 TEL:048 - -
○ホイクエン 保育園	幼稚園での預かり保育・認可外保育施設 一時預かり・子育て援助活動 病児保育	〒 - 戸田市 TEL:048 - -

預かり保育等を利用する(予定含む)場合は、利用する施設を記入してください。幼稚園に通園している方は、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合に限り、幼稚園に加え、認可外保育施設等の利用も無償化の対象になります。

保育を必要とする理由

申請子ども との続柄	父	☑就労	妊娠・出産	疾病・障害	看護・介護等	災害復旧	求職活動	
		就学	その他()					
	母	☑就労	妊娠・出産	疾病・障害	看護・介護等	災害復旧	求職活動	
		就学	その他()					

「就労」の基準は、昼休みを除く実労働時間が月64時間以上となります。

保護者の状況 保育を必要とする理由

保護者の状況		母親の状況	
就労	☑常勤 自営 内職 パート 自宅 自宅以外 その他: ()	常勤 自営 内職 パート 自宅 自宅以外 その他: ()	
妊娠・出産 (申請時点)		無 有 (予定日)	年 月 日
疾病・障害 等	(疾病・障害名) (手帳交付) 有 無	(疾病・障害名) (手帳交付) 有 無	
看護・介護	被介護者名 傷病・障害名	(申請子どもとの続柄:)	
	受診等 の状況	入院中 通院(月・週 回)	入院中 通院(月・週 回)
		通所・通学(週 回) 施設名()	通所・通学(週 回) 施設名()
災害復旧	災害の状況:	災害の状況:	
求職活動	活動の内容:	活動の内容:	
就学	年 月 日まで	年 月 日まで	

保護者の居住地 「認定区分」が(3号認定)に該当する場合に記入してください。当時の居住地が戸田市の場合は、記入不要です。

認定希望日の属する年の 1月1日現在の住所 2	(父親)	都 道 市 区 府 県 町 村	(母親)	都 道 市 区 府 県 町 村
認定希望日の前年の 1月1日現在の住所 3	(父親)	都 道 市 区 府 県 町 村	(母親)	都 道 市 区 府 県 町 村

2,3 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発税が非課税であることがわかる非課税証明書など(認定希望日が9月以降の場合は、前年1月1日賦課年度の非課税証明書などは不要です。)

預かり保育等を利用する3号認定の場合で、当時の居住地が戸田市以外の方のみ記入します。

無償化に関する情報やお知らせは下記に掲載しています。

申請書や請求書等の各種様式もダウンロードできます。



戸田市 無償化

検索

【お問い合わせ】

戸田市役所 保育幼稚園課

048 - 441 - 1800

- ・施設等利用給付の認定手続きについて

入所・認定担当（内線 233・288）

- ・施設等利用費の請求方法について

管理・給付担当（内線 235・276）

